

---

---

がん・感染症医療センター（仮称）整備運営事業

---

---

第4回 入札説明書等に関する質問回答書

平成18年12月4日

東京都病院経営本部

本質問回答書は、平成 18 年 11 月 16 日（木）から 20 日（月）までに受け付けた、第 4 回入札説明書等に関する質問に対する回答を、入札説明書、別添資料 1 業務要求水準書、別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集、別添資料 5 事業契約書(案)、別添資料 6 参考資料集の項目順に整理し、記載したものです。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間： 平成 18 年 11 月 16 日（木）から 11 月 20 日（月）午後 3 時まで

質問受付数：	入札説明書に関する質問	3 件
	別添資料 1 業務要求水準書に関する質問	73 件
	別添資料 3 提案書類作成要領及び様式集に関する質問	55 件
	別添資料 5 事業契約書（案）に関する質問	21 件
	別添資料 6 参考資料集に関する質問	15 件
	<hr/>	
	総質問受付数	167 件

第4回 入札説明書等に関する質問回答

入札説明書

No.	質問項目	頁	該当箇所					内容	回答
1	融資団との直接協定	22	第4	3				「SPCに本事業に係る資金を融資する融資団」とありますが、例えば仮設建物や医療機器などにおいてSPCが賃貸借形式でリース会社などから実質的に資金を調達することも想定しております。その場合、リース会社によるかかる行為は「SPCに本事業に係る資金を融資する」行為と同義であると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案内容によって判断します。
2	補助金変動リスク	23	第5	2	(3)			補助金額の変動リスクが、都から事業者へ支払われるサービス対価に影響が及ぶことは考えられまずでしょうか。	国庫補助金の補助金額の変動がサービス対価に影響を及ぼすことはありません。
3	サービスの対価の支払	31	別紙4					(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.34関連) 『落札者が提案した施設の設計、維持管理業務及び運営業務の仕様に変更が必要となると想定されることから、こうした変更能耐得る事業計画を計画を構築することが求められる。』、また『応募者が一定の前提条件を設定し、既存設備機器・配管・配線等に関する修繕計画を策定した上で、修繕費用を見積ってください。』との記載があり、応募者は一定の前提条件を付し、施設整備費もしくは修繕費を見積もった上、落札後、応募者が改修工事業務と想定していた内容が修繕業務範囲と認識された場合は、施設整備費から修繕費(維持管理及び運営費)に充当できるという認識でありますが、よろしいでしょうか。	事業契約を締結するまでの間に、施設整備及び修繕に係る費用の調整を行う場合があります。事業契約締結後は、原則として認められません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答		
4	病院内における電話使用の考え方について						他の都立病院では、各階の一区画を携帯電話使用ゾーンとして設定し、限定的に病院内での携帯電話の使用を許容しているとの認識ですが、がん・感染症医療センターについてもこの考え方を踏襲するかどうか、基本的な考え方をご教示願います。	現時点では、病棟においては、食堂・ティーカーナーでの使用を認める方針です。病棟以外の範囲においては、使用を認める範囲を限定的に設定する予定ですが、詳細は、落札者決定後の協議により確定するものとします。		
5	仮設建物にかかる所有権の取り扱い	細則設計(6)	第2	2	(七)	イ	(ウ)	撤去は予定されるものの、診療行為を行う「仮設建物」について、都への所有権移転は一切なされないとの理解でよろしいでしょうか。	都への所有権の移転を予定しています。	
6	仮設建物にかかる登記	細則設計(6)	第2	2	(七)	イ	(ウ)	「改修工事の際の仮移転先の一つとして仮設施設を2棟建設」し、「1号館の各部門を(中略)仮設棟に仮移転」し、仮設棟にて診療行為を行うこととなりますが、かかる仮設建物にかかる表示・保存登記行為の実施とその費用負担は事業者側にあるとの理解でよろしいでしょうか。	表示登記は、事業者が自らの費用で都名義により行ってください。また、保存登記を行う場合は、都が都の費用負担により行います。	
7	仮設建物にかかる不動産取得税負担	細則設計(6)	第2	2	(七)	イ	(ウ)	撤去は予定されるものの、診療行為を行う「仮設建物」について、事業者側が表示・保存登記を行い、不動産取得税・固定資産税等公租公課を負担する必要があるかどうかについて、都側のご理解をご教示頂けませんか。また、負担の必要がある場合、当該費用をサービス対価に反映させる方法についてご教示ください。	表示登記及び保存登記については、質問No.6をご参照ください。なお、仮設棟については、所有権の移転を予定しているため、固定資産税は課されないものと考えます。また、事業者と工事業務を行う協力企業との間で締結される請負契約において、事業者が仮設棟の所有権の原始取得者となる旨の特約が付されており、かつ、仮設棟の完成後6か月以内に未使用のまま都に所有権の移転がなされるのであれば、不動産取得税は課されないものと考えます。	
8	開口部のガラス仕様について	細則設計(34)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b	「サッシのガラスは、ガラス面の結露防止及び窓廻りの熱負荷の低減のため、複層ガラスを採用する。ただし、同等性能を確保した場合は、複層ガラス以外の材料とすることができる。」とありますが、全てのガラスについて、個別に、複層ガラス同等性能とするのではなく、「東京都建築物環境配慮指針」への対応や、「CASBEE Aクラス取得」の範囲内で、諸室の条件に合わせてガラス仕様を設定することでよろしいですか。	全てのサッシのガラスについて複層ガラス同等性能を求めますが、詳細は、落札者決定後の協議により確定するものとします。
9	アスファルト舗装について	細則設計(37)	第2	2	(八)	イ	(イ)	b	「現状のアスファルト舗装部分は、路盤(路床)も含めて更新」となっていますが、病院のメインアプローチが現状と変わらない中で改修のため、表層のみの改修の方が病院運営への影響が小さくなることと、現状沈下のない部分は既存路床を残した方が、将来的にも安定性が保たれると想定されることから、その状況に応じ、アスファルト表層のみの更新も可能と考えてよろしいですか。	全ての路盤も含めた更新を求めますが、詳細は、落札者決定後の協議により確定するものとします。
10	看護職務住宅の受変電設備について	細則設計(60)	第2	2	(九)	ウ			看護職務住宅の受変電設備の改修工事については、停電時間を短縮するために、既存電気室において一部の既存機器(6.6KV対応トランス等)を使用する計画としてもよろしいですか。	要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
11	薬品類の移転業務について	細則移転	第2	2					薬品類の移転について、都の実施する業務としての記載がありませんが、 ・梱包や開梱 ・特段の注意を要する薬品類の運搬時における立会い ・麻薬・向精神薬・放射性医薬品等、事業者が触れるべきではないと思われる薬品類の移転業務については、都が行うと判断してよろしいですか。	梱包や開梱、特段の注意を要する薬品類の運搬時における立会いについては、ご理解のとおりです。麻薬・向精神薬・放射性医薬品等の移転業務については、事業者が行う業務です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答	
12	既存設備機器等の修繕計画	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ		<p>(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.34～35、37関連) 「一定の前提条件を設定した上で提案する、リスクを想定する」とのご回答ですが、事業者事由以外でその前提条件と相違する場合(施設の現況が大幅に想定外である場合等)には、どのように対応いただけるのでしょうか。No.34回答の「維持管理業務及び運営業務の仕様変更が必要となると想定できることから、こうした変更へ耐え得る事業計画を構築することが求められる」との引用がございましたが、「仕様変更」ではなく、「施設の現況」の想定可否の問題から質問しております。</p>	事業者が策定する既存設備機器等の修繕計画には、施設の現況に関して想定される最大限のリスクに対応できるものとしてください。
13	未改修部分で発生する修繕工事	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ		<p>(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.36関連) 当該質問回答では『工事期間中に未改修部分で発生する突発的な故障には、まず第一に(工事工程の変更等)により対応する』ことを求めています。単純に修繕工事として現状回復させた方が合理的な場合は、修繕工事として対応するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>このように考える理由は、以下のとおりです。 未改修部分の故障個所の補修(現状で運営している未改修部分に発生した突発的故障(配管の漏れ等))に関して、工事工程を変更して当該改修工事として行うということは、現状とは用途の異なる部屋に改修予定の『将来の改修計画』にあわせて施設整備費で直す、ということと理解されます。 しかしながら、このような補修を優先して施設の設計や工事計画(ステップ変更)、病院運営計画の見直しを行うことは、将来の病院経営や最終的な施設のあり方・運営に望ましくない影響を及ぼすことが想定されるためです。</p>	ご理解のとおりです。
14	未改修部分で発生する修繕工事	細則 施設保守 (1)	第2	2	(三)	アイ		<p>(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.36関連) 改修工事(施設整備業務)と修繕工事(維持管理業務)はサービスの対価の支払いの原資が異なり、更に施設整備に関するサービスの対価の支払いの原資は、主に起債によることを予定しているため、他の用途への活用はできない旨が入札説明書に記載されていることから、明確に区分されるべきであると考えております。 しかしながら、修繕履歴等が公表されていないため、未改修部分で突発的に発生した配管等の故障に対し、工事工程の変更等を行って改修工事として対応するための予備費を見積もることが現時点では困難な状況です。 このような対応への合理的な前提条件の設定に関して、都側のお考えをご教示願います。</p>	(質問No.3参照)
15	大規模修繕との区分について	細則 施設保守 (1)	第2	2	(四) (五)			<p>別館の1・2階、看護職務住宅及び保育所を除く病院施設等の大規模修繕は都が行い、負担するとありますが、大規模修繕の詳細な定義はございませんでしょうか。また、業務開始後に発生する修繕について、都が行う大規模修繕と事業者が行う修繕のいずれに該当するのか、事象の都度協議させていただくことは可能でしょうか。</p>	前段は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第1 5 (2)ア(ト)をご参照ください。 後段は、経常的な修繕は事業者が行う業務です。都は、現時点において、事業期間中に大規模修繕を行うことを想定していません。
16	達成すべき衛生基準	細則 清掃 (3)	第2	2	(七)	ア	(7) a	<p>本文中にあります「達成すべき環境衛生基準」とは、具体的にどのようなものを指しているのでしょうか。</p>	例えば、「院内感染予防マニュアル」(都立駒込病院平成16年7月作成)における環境衛生基準、「病院空調設備の設計・管理指針H E A S -02-2004」(日本医療福祉設備協会)における環境衛生基準などがあります。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答	
17	電話予約	細則 医事 (3)	第2	2	(六)	ウ		窓口に人の配置を要しない電話予約での受付については、明確な時間帯について明示されておりません。予約の内容によっては担当の医師や看護師への確認が必要と思われます。電話予約受付についても初診・再診受付と同じ時間帯での業務実施時間であるという認識でよろしいでしょうか？ 事業者の提案によるのであれば、医師や看護師への確認は救急科受付にて対応されるという認識でよろしいでしょうか？	電話予約受付の時間帯は、月曜日から金曜日までは9時から17時、土曜日は9時から12時です。
18	セカンドオピニオン予約受付	細則 医事 (3)	第2	2	(七)	ア	(ア)	現在の駒込病院にて行われているセカンドオピニオンに関する受付については医療的な判断が求められることが想定されます。そのため、今回の事業者の業務には含まれないという認識でよろしいでしょうか？ もし事業者の業務に含まれるのであれば、医療的な判断が必要とされた場合の対応方法、及び事業者側が必要人工を妥当に見積もり可能な参考資料、又は参考必要人工の公表をして頂けませんでしょうか？	セカンドオピニオンに関する受付は、事業者の業務です。 なお、受付が必要な患者は1日若干名です。
19	診療受付時間	細則 医事 (3)	第2	2	(七)	ア	(ア)	現在の駒込病院では、診療希望の患者さんの受付時間は平日の11時までとなっておりますが、本事業実施後の新病院においての受付時間も同じ時間の想定でよろしいでしょうか？もし異なる場合には、何時までを診療の受付時間とするのか、ご教示ください。 また、現在は時間外にて行っている土曜日の診療についても、通常の診療受付を何時までとし、何時から時間外受付での受付対応とするのか、併せてご教示ください。	受付時間が平日の午前11時までとなっているのは、紹介状（診療情報提供書）があり、かつ、医師を指定せず事前予約をされていない場合、及び緊急や救急の場合の患者にお願いしている時間です。受付窓口に人の配置を要する時間帯は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料 1 業務要求水準書第2 2(3) (六)ウを参照してください。
20	病室配膳	細則 食事提供 (4)						4月28日付質問回答No.6にて、事業者側の業務は「厨房・病棟・パントリー間」の配下膳として回答が出されましたが、その後、10月20日付質問回答No.122で要求水準が変更されるとの回答が出されております。 要求水準の向上・変更に伴い予定価格も変更されると理解してよろしいでしょうか？ 単純計算で、病棟あたり2名程度の人員配置増（=21病棟で42人以上のインパクト）となり、仮に年間300万円の人件費としても17年間合計で21億円以上入札価格を大きく押し上げる要因となりますので、ご検討頂きますようお願いいたします。	当該要求水準の変更が直ちに事業者の人員増や費用増につながるとは考えておりません。 本事業は、長期包括契約の中で、事業者がBPR等を用いることでより効率的で効果的なサービスを求めるものであるため、十分にご検討の上、提案を行ってください。
21	食事の提供業務 / 食事の提供	細則 食事提供 (5)	第2	2	(六)	コ	(I)	一般食9種類以上、特別食20種類以上とは具体的に何をさすのでしょうか。	一般食の種類は、以下のとおりです。 ・常食 ・軟食 ・ライト食 ・流動食 ・幼児食 ・離乳食 ・単品食 ・ミラクル食等 特別食の種類は、以下のとおりです。 ・エネルギー調整食 ・エネルギー食塩調整食 ・たんばく食塩調整食 ・食塩調整食 ・たんばく調整食 ・高たんばく食 ・貧血食 ・脂質制限食 ・潰瘍食 ・低残渣食 ・術後食 ・スクレロ ・ヨード制限食 ・大腸検査食 ・経管栄養食 ・濃厚流動食 ・低刺激食 ・移植食 ・生物禁忌食等

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答		
22	食事の提供業務 / 備蓄食糧	細則 食事提供 (5)	第2	2	(六)	ソ		備蓄食糧の保管場所は、1箇所保管(例えば厨房内)もしくは各病棟毎の分散保管のどちらを要求されるのでしょうか。	都は、集中保管を想定していますが、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。	
23	食事の提供業務 / 医療への貢献	細則 食事提供 (6)	第2	2	(七)	ア	(ア)	c	栄養指導や献立作成に協力し、とありますが、どの程度の協力を要求水準とお考えでしょうか。	例えば、献立等についての他病院の事例やレシピの紹介、栄養指導時の患者個別の食事メニューの助言、参考となるような資料の提供などを想定しています。
24	食事の提供業務 / 医療への貢献	細則 食事提供 (6)	第2	2	(七)	ア	(ア)		「クリニカルパスに協力し、」とありますが、どの程度の協力を要求水準とお考えでしょうか。	例えば、術後食の改善などを想定しています。
25	ベッド、マットレスの現状の洗浄、清拭、消毒頻度	細則 消毒滅菌 (2)  リネン (2)	第2	2	(六)	エ			(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.109関連)ベッド、マットレス、寝具の洗浄・清拭・消毒頻度の想定が示されましたが、別紙14「備品等調達品リスト」を参照する限り、現在使用されているベッドの大多数は新病院でも使用されると読み取れます。そこで、ベッドセンターの必要スペースと洗浄機器の検討に当たり、現状のベッドとマットレスで機械洗浄に適さない(ウォッシュプル非対応)台数についてご教示ください。	現状のベッドとマットレスは、全てウォッシュプル対応です。
26	ベッド、マットレスの現状の洗浄、清拭、消毒頻度	細則 消毒滅菌 (2)  リネン (2)	第2	2	(六)	エ			(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.109関連)ベッド、マットレス、寝具の洗浄・清拭・消毒頻度の想定が示されましたが、現在導入されているベッド・マットレスの洗浄・消毒機器を用いた運用方法(一日当りの件数、対象品目、業務遂行者・場所等)をご教示ください。	公表する予定はありません。
27	リネンサプライ業務	細則 リネン (1)	第2	2	(三)	ア			都側が行う職員被服以外の「職員の被服に関するもの」「診察に関するもの」「その他」の調達、更新頻度、又は院内、院外運用と予備を含めた各商品の必要量の開示をお願いします。	各供給対象品の予備を含めた調達量、更新頻度は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
28	カーテンの更新頻度	細則 リネン (1)	第2	2	(三)	エ			(平成18年10月20日第3回入札説明書等に関する質問回答書No.130関連)カーテン及びブラインドの更新期間は何年ごとを想定されておりますでしょうか。	事業期間中のカーテン及びブラインドの更新は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。
29	入院患者のシーツ交換	細則 リネン (2)	第2	2	(四)	イ			(平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.158、平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.113)業務要求水準書には病室の中で行う必要がある場合の寝具交換(ベッドメイク)は都側業務と定義されており、第1回入札説明等に関する質問回答書では、入院患者さんのシーツ交換は都側業務であると回答されています。一方、第2回入札説明等に関する質問回答書では、離床可能な患者さんのシーツ交換は事業者側業務と読み取れます。業務要求水準書とこれらの一連の回答の整合性をどのように理解すればよろしいでしょうか?離床可能な患者さんのシーツ交換を事業者側業務と考えた場合、全入院患者に占める離床可能な患者さんの比率をご教示ください。また、シーツ等交換の事業者業務対象外(都側業務)となる病棟や部署があるようでしたらご教示ください。適切な作業人工と見積算定のため、必要な情報と考えております。	前段は、平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.113に記載したとおりです。中段は、現時点で公表できる資料はありません。後段は、寝具交換(ベッドメイク)に係る業務のうち対象外となるのは、患者が離床できないベッドの寝具交換(ベッドメイク)です。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答	
30	中央滅菌材料室以外での、滅菌消毒業務と機器について	細則 リネン (2)	第2	2	(四) (五)			(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.137関連) 「感染症科病棟及び感染症科外来にオートクレーブを設置する」とありますが、そこでの滅菌消毒業務は、事業対象外と判断してよろしいですか。 また、そこに設置するオートクレーブは、医療機器調達リストにございませんが、別途移設若しくは都のご負担で整備すると判断してよろしいですか。	は、ご理解のとおりです。 は、高圧蒸気滅菌機2台を大型医療機器移設品リストに追加することとし、平成18年10月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙9を修正します。
31	輸血・細胞治療科における作業補助業務	細則 医療作業 (5)	第2	2	(六)	ウ	(カ)	輸血・細胞治療科における作業補助業務の業務量について、事業者側が必要人工を妥当に見積り可能な参考資料、又は参考必要人工の公表をして頂けませんか？	「病院資金実態資料」(医療経営情報研究所・編)の事務1人分程度を想定しております。
32	血液製剤の等の入出庫・在庫管理	細則 医療作業 (5)	第2	2	(六)	ウ	(カ)	a 要求水準書 細則 - 物品管理(1)に、血液製剤の在庫管理、搬送管理、消費管理は都側が実施する業務となっており、その補助を事業者側が行うと理解しております。 血液製剤等の入出庫・在庫管理補助とありますが、具体的な業務内容・業務量をご教示頂けますか？ ここでいう血液製剤等とは、血液製剤以外に何が想定されますか？ 血液製剤等の搬送は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	は、例えば、台帳管理、データ管理補助などが想定されます。 は、例えば、骨髄液などが想定されます。 は、ご理解のとおりです。
33	血液製剤の等の入出庫・在庫管理	細則 医療作業 (5)	第2	2	(六)	ウ	(カ)	b セグメント作製の業務量について、事業者側が必要人工を妥当に見積り可能な参考資料、又は参考必要人工の公表をして頂けませんか？	各年度の駒込病院年報の交差適合試験件数を参考にしてください。
34	業務実施時間の曜日の考え方	細則 医療作業 (6)	第2	2	(六)	エ		業務の実施時間の曜日に『月曜日～金曜日まで』『土曜日』『月曜日～金曜日まで』とありますが、国民の祝日に関する法律等に基づく休日、12月29日、30日、31日及び翌年の1月2日、3日は、業務実施時間外との理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(3) (六)エのとおりですが、詳細は落札者決定後の協議により確定するものとします。
35	食堂・喫茶の行政財産使用料について	細則 利便施設 (2) (3)	第2	2	(六)	個別 事項 イ ウ		(平成18年6月30日付第1回入札説明書等に関する質問回答書No.177関連) 「食堂と喫茶は同一スペースでの整備及び運営も可能」とありますが、行政財産使用料について、食堂は使用面積に比例し、喫茶は売上高に比例して決まります。 食堂と喫茶を、同一スペースにて整備・運営する場合は、飲食スペースの中で、「食堂」に該当する範囲の使用面積を、事業者にて任意に設定してよろしいですか。 また、その場合は、食堂と喫茶で共用する厨房スペースは、飲食スペースの面積比率による按分で、「食堂」に該当する範囲を設定すればよろしいですか。	前段、後段ともに、合理的かつ明確な区分が必要ですが、詳細は落札者決定後の協議により確定するものとします。
36	医療機器にかかる固定資産税負担	細則 機器調達 (3)	第2	2	(六)	ア	(ア)	(ア)の「本業務は、以下の順序で実施する」内容に従えば、「各医療機器の使用開始日」より、「都に所有権を移転する日」までの間、都は使用開始可能となった医療機器を使用貸借で調達し、診療行為を実施のついで、診療報酬を得ることとなります。その間、機器保有は民間事業者側となり、機器を用いて都が収入を得ているため、医療機器に対し固定資産税が賦課されることとなるとの理解でよろしいでしょうか。またその場合、かかる費用相当額を入札価格に反映させる方法についてご教示ください。	医療機器及び備品等の所有権移転予定日は、各医療機器及び各備品等の使用開始日の直後に到来する12月1日とする予定です。したがって、固定資産税は課されないものと考えます。

No.	質問項目	頁	該当箇所					内容	回答
37	クレジットカード決済について	別紙1 (1)						自動支払機を導入した場合、クレジットカード決済と医事システム側での入金処理が、連動することが考えられますが、窓口でもクレジットカード決済機と医事システムと接続を行い、クレジットカード決済と医事システム側での入金処理が連動する必要がありますでしょうか。	現時点では、窓口でのクレジットカード決済機と医事会計システムとの接続は行っていません。カード決済後、医事会計システムに会計情報を手入力しています。
38	クレジットカード会社との加盟店契約内容	別紙2 (5)	別紙	2	2	(2)	ア	(1)-d- (平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書No.147関連)クレジットカード対応の自動支払機を調達するに当たり、都とクレジットカード会社の加盟店契約を考慮する必要性が示唆されましたが、その契約内容はいつ、どのようにして公開されるのかお示しください。	落札者決定後にお示しします。
39	大型医療機器移設品リストについて	別紙9	別紙	9				10月31日付で公表された別紙9(修正版)は、5月31日付で公表されている内容から大幅に修正されています。5月31日付で公表されている資料から削除された項目は、移設しないと判断してよろしいですか。 (「歯科用ユニット+チェア」のように、整備後においても必要と想定される機器について、移設品でもなく、新規調達機器リストにも含まれていない機器についての考え方をご教示ください。)	平成18年10月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙9「大型医療機器移設品リスト」は、購入金額1,000万円以上の機器のうち、移設を想定している機器を記載したものです。本リストに記載がない機器についても移設する機器があり、事業者はこのことを踏まえた上で見積りを作成する必要があります。
40	大型医療機器の移設について	別紙9	別紙	9				当該リストに掲載されている項目以外的大型医療機器移設が発生した場合は、都が費用を負担し移設する、又は民間事業者が移設するが移設費用については別途協議する、という理解でよろしいでしょうか。	(質問No.39参照)
41	別紙9 大型医療機器移設品リストにおける超音波画像診断ファイリング装置について	別紙9	別紙	9				平成18年11月15日付公表資料の別紙15には、参考資料第5の「生理画像管理システム(ファイリングシステム)」が記載されておりませんが、平成18年10月31日公表資料の別紙9「大型医療機器移設品リスト」のNo.13「超音波画像診断ファイリング装置」がこれに該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	別紙9 大型医療機器移設品リストにおける病理細胞診検査業務支援システムについて	別紙9	別紙	9				平成18年11月15日付公表資料別紙9「大型医療機器移設品リスト」にあるNo.17「病理細胞診検査業務支援システム」は、参考資料第5の「病理システム(病理画像ファイリングシステム)」のことであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	別紙9 大型医療機器移設品リストにおける内視鏡システムについて	別紙9	別紙	9				平成18年11月15日付公表資料の別紙9「大型医療機器移設品リスト」にあるNo.19「電子内視鏡装置」は、参考資料第5にある「内視鏡システム」のことであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	別紙9 大型医療機器移設品リストにおける画像ファイリングシステムについて	別紙9	別紙	9				平成18年11月15日付公表資料の別紙9「大型医療機器移設品リスト」のNo.21「画像ファイリングシステム」は、参考資料第5の「内視鏡画像管理システム(ファイリングシステム)」のことであると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	移設予定医療機器の部門システム及び電子カルテへの接続について	別紙9 別紙13	別紙	9 13				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.192関連)「10月末を目処に公表する予定です。」とありましたが、未だご公表頂けておりません。いつ頃お示し頂けますでしょうか。	平成18年10月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙9「大型医療機器移設品リスト」のうち、病理細胞診検査業務支援システム、画像ファイリングシステム、放射線治療用情報管理システムが電子カルテシステムに接続されています。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
46	医療機器調達品リストの詳細について	別紙13	別紙	13			(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.203関連) 「10月末を目処に別紙13の詳細情報を公表する予定です。」とありましたが、11月1日公表別紙1がそれに該当するのでしょうか。各機器の仕様が不明な機器が多数あるのですが、より詳細な仕様をご教示頂けませんでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、公表する予定はありません。
47	部門システム移設品リスト	別紙15	別紙	15			各移設品の数量をご教示いただけますでしょうか。	公表する予定はありません。
48	部門システムの移設費用の増加	別紙15	別紙	15			(注)に「今後システムの増減を含めて変更する可能性がある。この他に、都が改修工事の時期にあわせて新規で調達し、その後、保守管理・更新を行なう部門システムもある。」とありますが、本資料にないシステムを移設することになった場合の追加費用は、別途協議との理解でよろしいでしょうか。	平成18年11月15日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙15に掲載した機器は、事業者募集段階のものであるため、今後、システムの増減を含めて変更する場合がありますが、この場合であっても、同業務要求水準書別紙17のNo.5-1に基づき、事業者に移設を行っていただきます。
49	血液製剤(血漿分画製剤)管理システム(ロット管理)について	別紙15	別紙	15			輸血・細胞治療科の「血液製剤(血漿分画製剤)管理システム(ロット管理)」とは、血液製剤の在庫を管理する物品管理に使用するシステムと理解してよろしいでしょうか。他に何か機能がございませぬでしょうか。具体的にお示しください。	ご理解のとおりです。また、血液製剤管理システム以外の部門システムを用いて各種情報を都立病院情報システムと交換しています。
50	手術室管理システムについて	別紙15	別紙	15			手術室の「手術室管理システム」とは所謂「麻酔管理システム」であると理解してよろしいでしょうか。他に何か機能を有するものでしょうか。具体的にお示しください。	「手術管理システム」とは、手術の予約・スケジュールリング・進行管理から麻酔台帳・手術台帳等の自動作成、医事会計・電子カルテシステムとのリンクといった業務支援機能と、モニタ情報・検査情報・治療器情報や麻酔記録・術中看護記録等、術前・術後を含めた周術期における患者情報の収集、レビュー、総合管理といった手術部の診療支援機能を有するシステムです。
51	自科検査機器群について	別紙15	別紙	15			その他の「自科検査機器群」とはどのようなものでしょうか。(例:眼科の眼底カメラ)また、現時点でのどのような機器がどの部門でどの程度移設するといった詳細な資料をご提示頂きたいのですが。(第3回質問回答書No.381のご回答で「公表する予定はありません。」とご回答頂いておりますが、明細がわからなければ移転費用を積算できません。)	公表する予定はありません。
52	別紙15 部門システム移設品リストにおける検査実施システム(細菌)、別紙16 都想定部門システム導入案における「検体検査システム」について	別紙15	別紙	15			平成18年11月15日付公表資料の別紙15「情報システム移設品リスト」にある「検査実施システム(細菌)」と別紙16「都想定部門システム導入案」にある「検体検査システム」は、参考資料第5にある「検査実施システム(検体、細菌)」と同じシステムと理解してよろしいでしょうか。また、移設と導入に分かれたのは、移設するシステムは現運営を継続して都が細菌検査を実施する際に利用するシステム、導入するシステムは事業者がプランチラボとして行う細菌検査以外の検査を実施する際に利用するシステムとして分けたと理解してよろしいでしょうか。	前段は、別紙15「情報システム移設品リスト」にある「検査実施システム(細菌)」と別紙16「都想定部門システム導入案」にある「検体検査システム」は、別のシステムとして考えています。 後段は、ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所					内容	回答
53	別紙15 部門システム移設品リストについて	別紙15	別紙	15				平成18年11月15日付公表資料の別紙15には参考資料第5にある葉袋発行機がありませんが、都が別途調達すると理解してよろしいでしょうか。それとも、平成18年10月31日公表資料の別紙9「大型医療機器移設品リスト」にあるNo.54にある「葉袋印字機」が該当するという理解でよろしいでしょうか。 また、別紙9と別紙15の対応は別紙17「情報システムの業務実施区分」で示される5-1が別紙15の部門システムであり、5-3は別紙9の部門システムと一体の医療機器であるとの理解でよろしいでしょうか。都が分類している部門システムについての基本的考え方をご教示願います。	前段は、平成18年10月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙9「大型医療機器移設品リスト」No.54にある「葉袋印字機」が該当します。後段は、ご理解のとおりです。ただし、同別紙9「大型医療機器移設品リスト」は、購入金額1,000万円以上の機器のうち、移設を想定している機器を記載したものですので、これ以外の医療機器もあります。
54	別紙15 部門システム移設品リストにおける放射線治療システム(RIS)について	別紙15	別紙	15				平成18年11月15日付公表資料の別紙15「情報システム移設品リスト」にある「放射線治療システム(RIS)」と平成18年10月31日公表資料の別紙9「大型医療機器移設品リスト」にあるNo.38放射線治療用情報管理システムは、同一の部門システムと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	別紙15 部門システム移設品リストにおける共有画像サーバについて	別紙15	別紙	15				業務要求水準書別紙15「部門システム移設品リスト」の外來の移設品として「共有画像サーバ」とありますが、この「共有画像サーバ」とは放射線診療科の移設品である「放射線システム(RIS)」「放射線治療システム(RIS)」「画像管理システム(PACS)」に関連するものでしょうか。それとも、全く別の用途で用いられているものなのでしょうか。具体的な用途をご教示願います。	平成18年11月15日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙15「部門システム移設品リスト」に掲載されている「共有画像サーバ」は、「放射線システム(RIS)」、「放射線治療システム(RIS)」、「画像管理システム(PACS)」に関連するものです。
56	別紙15 部門システム移設品リストにおける退院病歴システムについて1	別紙15	別紙	15				業務要求水準書別紙15「部門システム移設品リスト」の管理の移設品として「退院病歴システム」とありますが、参考資料第5に記載されておりません。これは、「退院病歴システム」が基幹システムとの接続がないために記載されていない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	別紙15 部門システム移設品リストにおける退院病歴システムについて2	別紙15	別紙	15				業務要求水準書別紙15「部門システム移設品リスト」の管理の移設品として「退院病歴システム」とありますが、この「退院病歴システム」のベンダー名、機能、サーバ台数、クライアント台数、サーバ設置場所、クライアント設置場所、主な利用者、基幹システムとの接続有無、接続が有る場合は、その目的をご教示ください。	以下のとおりです。 ・ベンダー名：メディカルソリューション ・機能：患者別の退院期間、診療科、病名、処置・手術等の情報入力・管理 ・サーバ台数：1台 ・端末台数：数台 ・サーバ設置場所：病歴室 ・クライアント設置場所：病歴室 ・主な利用者：医事課病歴係職員 ・基幹システムとの接続：無
58	別紙15 部門システム移設品リストにおける退院病歴システムについて3	別紙15	別紙	15				業務要求水準書別紙15「部門システム移設品リスト」の管理の移設品として「退院病歴システム」とありますが、この「退院病歴システム」は、「がん登録システム」と接続がありますでしょうか。接続しない場合、「退院病歴システム」は、他のシステムとは相互接続せず、単独(=いわゆる「スタンド・アロン」)で動作しているとの認識でよろしいでしょうか？	前段は、接続はありません。後段は、ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
59	別紙16 都想定部門システム導入案における栄養管理システムについて	別紙16	別紙	16			業務要求水準書別紙16「都想定部門システム導入案」において、栄養管理システム(個人献立管理、禁食チェック等)が必須となっておりますが、個人献立管理や禁食チェックは、業務要求水準書細則-食事の提供(2)、(四)ア栄養管理、及び食事の提供(3)の図表における、栄養管理・栄養指導に該当するものであり、都側が実施する業務に該当するものと理解しています。 従って、栄養管理システム(個人献立管理、禁食チェック等)を事業者が自らの業務を実施するために整備する部門システムとして整備する必要があるのでしょうか？ なお、当該システムの事業者側での整備が必要とのご回答の場合は、当該業務は事業者の業務範囲外ですが、事業者側で整備するとしている点について、その考え方をご教示願います。	平成18年11月15日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙16「都想定部門システム導入案」に掲載されている部門システムのうち、「栄養管理システム(個人献立管理、禁食チェック等)」は削除するものとします。
60	別紙17の「システム」の表現について	別紙17	別紙	17			「システム」とは、工事を含む物理的・論理的な設備を示すものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
61	別紙17 情報システムの業務実施区分について	別紙17	別紙	17			平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」で示された情報システムの分類に電気設備に係る情報システム(例 案内表示機、ナースコール・ページング設備、入院患者用インターネット端末等)の業務実施区分がありません。電気設備関係の情報システムについても業務実施区分をご教示願います。	ナースコール・ページング設備、呼出表示設備などの電気設備に関する情報システムの整備等は施設整備業務に、病院内及び病室内におけるインターネット端末は利便施設運営業務に含まれることから、別紙17「情報システムの業務実施区分」には記載していませんが、これらの「整備」、「保守管理」、「更新」、「接続」は、いずれも事業者の業務です。
62	別紙17の「接続」「整備」の表現について	別紙17	別紙	17			表において業務を「整備」「保守管理」「更新」「接続」と区分けされておりますが、ネットワークの工事及びネットワーク機器の調達に「接続」「整備」のいずれに含まれるのかご教示願います。	ネットワークの工事のうち、空配管、アウトレットボックスの工事は、ここでいう「整備」に含み、それ以外のネットワークの工事及びネットワーク機器の調達は、ここでいう「接続」に含みます。
63	都立病院情報システム、TAIMS、病院人事管理システム、病院事業財務会計システムのネットワークについて	別紙17	別紙	17			「都立病院情報システム」「TAIMS」「病院人事管理システム」「病院事業財務会計システム」のネットワークについて、ネットワーク工事及びネットワーク機器の調達は都が実施すると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.62参照)
64	情報システムの移転について	別紙17	別紙	17			別紙17において、「整備」欄の業務実施方法が「移設」となっており、「接続」欄の業務実施主体が「都」となっているシステム(1~4・5-2・6)は、移転に伴う、梱包・配線外しと(移転後の)開梱・設置・結線・調整は、都が行うと判断してよろしいですか。 (物品の移転作業のみを、移転業務にて行えばよろしいですか)	ご理解のとおりです。
65	情報システムの移転について	別紙17	別紙	17			別紙17において、「整備」欄の業務実施方法が「移設」となっており、「接続」欄の業務実施主体が「都」となっているシステム(1~4・5-2・6)においても、移転際に、配線やハブ等を新設する場合は想定されますが、「接続」業務の一環として、都が配線工事・物品の調達を行うと判断してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
66	情報システムの業務実施区分	別紙17	別紙	17	1 ~ 4		平成18年11月15日付公表資料別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 1 ~ No. 4 について、移設の業務実施及び費用負担が事業者となっておりますが、要求水準書 - 総則(11)には「なお、工事期間中においては、部門の意向に合わせて病院情報システムを再構築する必要があるが、これに関連する工事については都が実施するものとし、別途、発注する。事業者は、設計及び工事に当たり、これらの都が別途発注する工事との連携を十分に図り、工事が円滑に進行するように努めなければならない。」とあります。病院情報システムの移設の実施及び費用負担については都側の負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第1 3(7)「(略)なお、工事期間中においては、部門の意向に合わせて病院情報システムを再構築する必要があるが、これに関連する工事については都が実施するものとし、別途、発注する。事業者は、設計及び工事に当たり、これらの都が別途発注する工事との連携を十分に図り、工事が円滑に進行するように努めなければならない。」に示す、「都が別途発注し実施する工事」とは、別紙17「情報システムの実施区分」のうち「接続」を含むもののみを指します。したがって、移設の実施及び費用負担は事業者となります。
67	別紙17 情報システムの業務実施区分のNo. 1 からNo. 4 について	別紙17	別紙	17	1 ~ 4		平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 1 からNo. 4 について具体的に移設する内容についてご教示願います。また、移設するシステムに付随するネットワークについては、No. 6 の院内ネットワークとは別に都側で移設するとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、例えば、端末・その他周辺機器などがあります。後段は、質問No. 62を参照してください。
68	情報システムの業務実施区分について	別紙17	別紙	17	5	1	移設する部門システムの更新費用は都負担となっております。更新の際に接続費用が発生した場合、この費用も更新費用に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	情報システムの業務実施区分について	別紙17	別紙	17	5	1	移設する部門システムの保守管理費用は事業者負担となっております。事業期間中に更新し、仕様の変更が発生した結果、当該費用が増加する場合は、事業契約書(案)第2章第11条(仕様の変更)に準じて別途協議との理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)第11条は対象情報システムに係る引渡し前に適用される規定ですので、左記の場合には、仕様の変更に関する一般規定である同第119条が適用されます。
70	移設の部門システムについて	別紙17	別紙	17	5	1	今回示されました情報システムの業務実施区分で、「部門システムのうち、移設するもの」についての保守管理及び接続は事業者となっておりますが、移設された部門システムが将来更新される際には新規購入として、接続、保守管理は、都側業務になるという理解でよろしいでしょうか。	接続は都が行いますが、保守管理は事業者の業務です。
71	情報システムの業務実施区分 No. 5-1 の「保守管理」欄について	別紙17	別紙	17	5	1	平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 5-1 において、「保守管理」欄が事業者で費目は備品等保守点検業務費となっておりますが、ここでいう「保守管理」について都が想定する範囲は次のいずれであるか、ご教示願います。 備品等保守管理業務で行う範疇の保守管理 移転に関連したシステムの備品(消耗品等)の保守管理	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(2)(三)、(四)及び(五)に示すとおりです。
72	別紙17 情報システムの業務実施区分No. 5-1 と5-3 について	別紙17	別紙	17	5	1 ~ 3	平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 5-1 及びNo. 5-3 で「接続」欄が事業者側統括マネジメント業務となっております。これは移転後に移転前と同様の関連システムと接続し動作するかの移転後動作確認をSM機能として実施することと理解しておりますが、この理解でよろしいでしょうか。また、この場合、都立病院システム側で確認のために発生する費用は都の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
73	別紙17 情報システムの業務実施区分のNo. 5-1及びNo. 5-3と別紙9及び別紙15の関係について	別紙17	別紙	17	5	1 3	平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 5-3に含まれる部門システムと一体なものとは、別紙15の「がん登録システム」、「退院病歴システム」以外のシステムと別紙9の医療機器の一部と認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。また、No. 5-1に含まれる部門システムとは別紙15の「がん登録システム」及び「退院病歴システム」と認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。この場合、このシステムを備品等保守点検業務で保守管理するとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、No. 5-3に該当する医療機器とは、別紙9に掲載されている医療機器の一部及びこれ以外の移設する医療機器の一部を指します。後段は、No. 5-1に該当する部門システムとは、別紙15に掲載されている部門システムを指します。なお、当該部門システムの保守管理は、備品等管理・保守点検業務として行ってください。
74	保守管理業務	別紙17	別紙	17	5	1 3 4	平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」の5-1、5-3、5-4について保守管理の業務実施と費用負担が事業者となっておりますが、更新後の保守管理についても保守管理の業務実施と費用負担は事業者となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	移設の部門システムについて	別紙17	別紙	17	5	2	今回示されました情報システムの業務実施区分で、「部門システムのうち、購入するもの」については整備、保守管理、更新、接続いずれも都側業務であるのに対し、「部門システムのうち、移設するもの」についての保守管理及び接続は事業者側とする理由をご教示ください。	平成18年11月15日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 5-2は、購入の有無を含め内容が未定のため、都の業務としました。
76	別紙17 情報システムの業務実施区分のNo. 5-4と別紙16の関係について	別紙17	別紙	17	5	4	平成18年11月15日付公表資料の別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 5-4に含まれる部門システムとは、別紙16に示される部門システム全てと事業者が別途導入する部門システムと認識しておりますが、この認識でよろしいでしょうか。	平成18年11月15日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書別紙16「都想定部門システム導入案」において参考までに示した部門システムは、同別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo. 5-5に含まれます。

No.	質問項目	頁	該当箇所					内容	回答	
77	サービスの対価の支払	全般						A3もしくはA4 1枚に収まらない様式がある場合、複数枚による記載になりますことご了解ください。	複数枚による記載で構いません。	
78	サービスの対価の支払	全般						各種様式内に『(注3)可能な範囲で具体的に記入ください。』と記載がありますので、事業者の裁量により、各様式内に詳細な前提条件を設定・記載させていただけるという理解しておりますが、よろしいでしょうか。	『(注3)可能な範囲で具体的にご記入ください。』と記載している箇所は、積算根拠のうちの諸経費・その他の欄です。積算根拠のうちの諸経費・その他の内訳については、可能な範囲で具体的に記入してください。	
79	サービスの対価の支払	全般						現状ご提示を受けている様式中において、様式-17中では『維持管理費』もしくは『運営費』という表記になっておりますが、平成18年11月15日公表の『別紙5 サービスの対価の算定方法及び支払方法』中には、『維持管理費(a)』ならびに『維持管理費(b)』等の記載になっております。入札書類の提出の際には、平成18年11月15日公表の『別紙5 サービスの対価の算定方法及び支払方法』中の『維持管理費(a)』ならびに『維持管理費(b)』等、貴都ご提示の最新資料に基づき詳細の記載を行なうという理解でよろしいでしょうか。	様式-17においては、維持管理費、運営費ごとに合算した額を記載してください。	
80	サービスの対価の支払	全般						万一、現状ご提示いただいている様式中に記載の見られない項目、計算事項(例.法人税の計算)などがある場合は、事業者の判断により、付記、様式の追加等をさせていただけるという理解しておりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、計算過程が把握できるように、第1-2-(4)イに記載したとおり、計算式や関数は残したままとさせていただきます。	
81	サービスの対価の支払	全般						平成18年11月15日付事業契約書(案)『別紙5 サービスの対価の算定方法及び支払方法』の『3 各種サービスの対価の算定方法(1)統括マネジメント業務』中には『平成20年1月または本契約に定める月を初回・・・月額を支払う』とありますが、様式-3-Aには平成19年度ならびに20年度の記載がありません。つきましては、適宜平成19年度ならびに20年度の記載を追記させていただくことにより対応させていただくという理解でよろしいでしょうか。	様式-3-Aの2の年度欄に、平成19年度及び平成20年度の欄を追加してください。	
82	各階平面図の記載方法について	8	第1	2	(4)	ア	(I)	c	「既存耐力壁以外の壁は、シングルライン表記」と記載されていますが、耐力壁以外の既存コンクリート壁・コンクリートブロック壁についても、「既存耐力壁」との違いが判別できる表記方法で、ダブルライン表記としてよろしいですか。 (業務要求水準書別紙3 都想定施設設計案においても、既存コンクリート壁・コンクリートブロック壁はダブルライン表記となっています。)	ご質問にある表記方法で構いません。
83	各階平面図の記載方法について	8	第1	2	(4)	ア	(I)	c	「既存耐力壁以外の壁は、シングルライン表記」と記載されていますが、新設する耐震補強要素(鉄骨ブレース補強・コンクリート耐力壁等)について、業務要求水準書別紙3 都想定施設設計案に倣って、「既存耐力壁」との違いが判別できる表記方法で、ダブルライン表記としてよろしいですか。	ご質問にある表記方法で構いません。
84	各階平面図の記載方法について	8	第1	2	(4)	ア	(I)	c	新設する耐震補強要素のうち炭素繊維シート巻き補強については、業務要求水準書別紙3 都想定施設設計案に倣って、該当箇所を明示してよろしいですか。	ご質問にある表記方法で構いません。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答	
85	食事の前提数量	10	第1	2	(4)	ウ	(ウ)	「食事の提供業務に係る費用を見積もりに当たり、前提とする食事の数量は、食事1回当たり730人分とする。」とお示し頂いておりますが、年報などの過去数年の実績を拜見しても食事1回当たり540~550人分となっており、病床稼働率向上を考慮しても730人分は過剰と考えます。同数値にて見積もることが合理的かどうかの再確認をお願いすると共に、この前提食事数量の算定根拠をお示し頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
86	前提とする食事の数量	10	第1	2	(4)	ウ	(ウ)	入札時の食事の提供業務にかかる費用を見積もるに当たり、食事1回当たり730人分を前提とすることが示されていますが、食数が大きく変動した場合は単価の見直しをさせていただけるのでしょうか。現状食数を前提とした場合(550人分前後)より、730人分で見積もった場合は、ボリュームメリットのため単価を低く見積もれますが、見積もった730人分と業務開始後の実際の食数に差が発生した場合(前提より食数が少ない場合)には、730人分を前提とした見積単価では事業者側費用リスクが非常に大きくなるのが予想されるため。	平成18年5月31日及び平成18年11月15日に公表した入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙5及び別紙6の規定に基づき、見直しを行う場合があります。
87	前提とする食事の数量	10	第1	2	(4)	ウ	(ウ)	入札時の食事の提供業務に係る費用の見積もるに当たり、食事1回当たり730人分を前提とすることが示されていますが、730人分の内訳(常食、全粥食・五分粥食、三分粥食・流動食)等の内訳をご教示ください。	公表する予定はありません。
88	部門システムの範囲について	46	様式	3	B	(注4)		(注4)の文中にある、「部門システム」とは、業務要求水準書(参考資料)第5 電子カルテシステム構成図の一次システム以外を指しているのと理解してよろしいでしょうか。	様式 -3- Bの(注4)にある部門システムとは、別紙17情報システムの業務実施区分のNo.5-5を指すものです。なお、同(注4)の部門システムにかかる費用のうち接続に係る費用は、統括マネジメント業務費に計上してください。
89	システムインテグレーション業務の留意点について	55	様式	12		留意点	2	様式 -12のシステムインテグレーション業務の設問の留意点2に「システムの接続や変更を伴う不具合に対し・・・」とあり、一方で、平成18年11月15日に公表された「平成18年5月31日付の入札説明書別添資料2 審査基準 別紙2 第2 2(2)提案内容の審査についての詳細」の22ページ「事業全体のマネジメント」の「(b)情報システムに対する対応が適切になされる仕組みとなっているか」の視点の2には、「システムの接続や変更に伴う不具合・・・」となっています。設問の留意点2は、「・・・変更を伴う・・・」ではなく、「・・・変更に伴う・・・」ではないかと推察されますが、この理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。平成18年9月29日付の入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集第2 様式 -12 留意事項2の該当部分を修正します。
90	医薬品・診療材料等調達業務費	57 144	様式 様式	14 4				様式 -14における「医薬品・診療材料調達業務費」の行の各セルには、医薬品・診療材料等の調達に係る人件費・諸経費の事業期間合計を17で除した金額を記載するという理解でよろしいでしょうか？ 即ち、様式 -14における「医薬品・診療材料調達業務費」の合計は、様式 -4における「医薬品・診療材料等調達業務に係る初年度のサービスの対価」の17倍と同額であると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
91	医療機器調達業務の費用	57 144	様式 様式	14 4				様式 -14における「医療機器調達業務費」の合計を様式 -4の「医療機器調達業務」の金額欄に記載すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
92	備品等調達業務の費用	57 144	様式 様式	14 4			様式 -14における「備品等調達業務費」の合計を様式 -4の「備品等調達業務」の金額欄に記載すればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
93	医療機器調達業務費	57	様式	14			「医療機器調達業務費」の行には、医療機器の調達に係る人件費・諸経費（金利を含む。）を発生年度ごとに記載するという理解でよろしいでしょうか？	様式 -14は年度別サービスの対価支払予定表ですので、平成18年11月15日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）別紙5 3を基に算定したサービスの対価を計上してください。医療機器調達業務費は平成23年3月を目途に一括で支払いますので、平成23年度の欄に全額を記載してください。
94	備品等調達業務費	57	様式	14			「備品等調達業務費」の行には、備品等の調達に係る人件費・諸経費（金利を含む。）を発生年度ごとに記載するという理解でよろしいでしょうか？	様式 -14は年度別サービスの対価支払予定表ですので、平成18年11月15日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）別紙5 3を基に算定したサービスの対価を計上してください。備品等調達業務費は平成23年3月を目途に一括で支払いますので、平成23年度の欄に全額を記載してください。
95	調達業務費について	57	様式	14			様式 -14の「調達業務費」については、医療機器、備品、医薬品・診療材料等の調達対象物品の代金を推計して記載するもの、実際の支払いは医療機器、備品等については全面供用開始時一括、医薬品・診療材料等については、実績に応じて都度月次払いとなるという認識でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
96	洗浄・滅菌設備について	93	様式	12	A		（平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.241関連） 洗浄・滅菌設備の維持管理は、病院施設等保守管理業務に含まれると示されているため、事業期間内の更新は、都が行うと判断してよろしいですか。	洗浄・滅菌設備の維持管理は入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2（2）（3）イに含まれますので、事業期間中に更新の必要が生じた場合は、事業者の判断により行ってください。
97	厨房設備について	93	様式	12	A		（平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.241関連） 厨房設備の維持管理は、病院施設等保守管理業務に含まれると示されているため、事業期間内の更新は、都が行うと判断してよろしいですか。	厨房設備の維持管理は入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2（2）（3）イに含まれますので、事業期間中に更新の必要が生じた場合は、事業者の判断により行ってください。
98	給食用配膳車について	93	様式	12	A		（平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.241関連） 「厨房設備のうち、建物と一体となるもの」の調達費用は、施設整備に含まれると示されていますが、給食用配膳車について、維持管理・運営開始時点、及び事業期間内の更新、それぞれについて、都側移設/調達品、施設整備費用、病院運営業務費用のうちのいずれに区分すべきか、ご教示ください。	配膳車の調達、維持管理及び維持管理期間中の更新は、事業者が行う業務です。なお、事業者は、病院が使用していた配膳車を、都の了解のもと、継続して使用することができます。ただし、実際の業務実施段階にこれらが使用可能な状態であるかを予測できないことから、入札時には、新規整備を前提とした見積りを行ってください。落札後、落札者が詳細な現地調査を実施し、その結果、落札者が既存の配膳車を継続して使用することができると判断した場合は、自らの責任のもと、使用することができるものとします。この場合、金額の調整については、都と落札者との協議により行います。
99	各種設備について	93	様式	12	A		（平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.241関連） 滅菌設備と厨房設備は、初期整備に係る費用を施設整備費に、保守管理に係る費用を病院施設等保守管理業務費に繰り入れること、というご回答を頂きましたが、 洗濯設備については、どのように考えればよろしいでしょうか？ ベッド洗浄・消毒装置についてはどのように考えればよろしいでしょうか？ また、滅菌・厨房・洗濯・ベッド洗浄設備の何れも修繕・更新費用については、別途都のご負担ということで、応札価格に含める必要がないと理解してよろしいでしょうか？	洗浄・滅菌設備、厨房設備の維持管理は入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2（2）（3）イに含まれますので、事業期間中に修繕・更新の必要が生じた場合は、事業者の判断により行ってください。 洗濯設備、ベッド洗浄・消毒装置を使用する場合は、これに係る修繕・更新費用は運営費に含まれ、事業者の負担となります。

No.	質問項目	頁	該当箇所					内容	回答	
100	医療機器管理・保守点検業務の費用見積りについて	110	様式	4				公示の医療機器調達品リスト・移設品リストに掲載されていない機器の修理修繕費用を見積もることは困難です。また、リストに掲載されている機器であっても、その構成・仕様・数量によって保守点検費用が大きく変わります。このことより、事業者が入札時に見積るのは、医療機器調達品リスト・移設リストに掲載された医療機器のみで良く、医療機器の変更・追加に伴う費用負担は、事業契約書（案）第3章第11節（医療機器調達業務・備品等調達業務）第61条（医療機器の変更に伴う費用負担）に準じて、合理的な追加費用は都が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書別紙9「大型医療機器移設品リスト」及び別紙13「医療機器調達品リスト」に掲載されていない医療機器の管理・保守点検費用も含めてお見積りください。	
101	医療機器管理・保守点検業務の費用見積りについて	110	様式	4				医療機器の保守点検費は、購入からの経過年数によって大きく変動します。費用を積算するにあたり、機器の更新時期についての考え方をご教示いただけないでしょうか。 例えば、法定耐用年数を想定した更新とする、更新については加味しない。のような考え方があります。 もしとした場合、更新せず使用し続けるとき、これに掛る保守点検費の合理的な追加費用については、事業契約書（案）第5章第1節第112条（サービス対価を変更する場合）に基づき協議との理解でよろしいでしょうか。	公表する予定はありません。	
102	医療機器の管理・保守点検業務の業務区分の検討	110	様式	4				医療機器の管理・保守点検業務については事業者で行うこととなっておりますが、事業者が保守点検計画の中長期計画を作成した際の「中長期計画の承認」は都側の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
103	医療機器の管理・保守点検業務の業務区分の検討	110	様式	4				医療機器の管理・保守点検業務については事業者で行うこととなっておりますが、事業者が医療機器の修理依頼を外部に行うのは事業者側判断にて実施するとの理解でよろしいでしょうか？	医療機器管理・保守点検業務の実施手段・方法は、要求水準を満たす限り、応募者の提案に委ねます。	
104	医療機器の管理・保守点検業務の業務区分の検討	110	様式	4				医療機器の管理・保守点検業務については事業者で行うこととなっておりますが、事業者が医療機器の故障・不具合時の機器廃棄の評価を行う際の「機器廃棄の評価、決定、廃棄」は都側の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	医療機器を廃棄するか否かの判断は都が行います。	
105	医療機器の管理・保守点検業務の業務区分の検討	110	様式	4				医療機器の管理・保守点検業務については事業者で行うこととなっておりますが、事業者が医療機器カルテ（点検履歴）を作成し、「機器カルテの管理」は都側の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	「機器カルテの管理」も事業者の業務です。	
106	医療機器の管理・保守点検業務の業務区分の検討	110	様式	4				医療機器の管理・保守点検業務については事業者で行うこととなっておりますが、事業者が医療機器の購入計画策定の助言・支援を行い、「医療機器の購入計画の策定」は都側の業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
107	検体検査業務の設定単価について	118	様式	2	A	1	(2)	ア	「うち、まるめ件数」は加味せず、「件数」のみを用い単価提示させて戴くことは可能でしょうか？	まるめ件数を参考にした上で、単価を提示してください。
108	夜間（当直帯）の検査件数	118	様式	2	A	1	(2)	イウエオ	夜間（当直帯）の項目別検査件数を開示願います。	平成18年10月分の項目別検査件数を、参考までに今後お示しします。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答		
109	まるめ件数について	118	様式	2	A	1	(2)	ウ	「27. 血液中FDP 70件」は、診療報酬区分からするとまるめには含まれないと思われませんが、開示載いた資料通りまるめに含むとの認識でよいのでしょうか？	平成18年10月31日付の入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集第2様式 2-A-1(2)を修正し、今後、お示しします。
110	まるめ件数について	118	様式	2	A	1	(2)	ウ	「29. 凝固まるめ 3-4」「30. 凝固まるめ 5以上」に含まれるものは、「27. 血液中FDP 70件」「28. D-Dダイマー 63件」であるとの見方でよいのでしょうか？また、「エ 生化学検査」「オ 血清検査」におけるまるめについても、同様の見方でよいのでしょうか？	平成18年10月31日付の入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集第2様式 2-A-1(2)を修正し、今後、お示しします。
111	食事の提供業務における精度管理	122	様式	4					「C 実施方法・体制・手順」において「6 精度管理の方法」の記載が求められております。業務要求水準書では栄養管理は都側業務と規定されていますが、この設問における精度管理の定義及び事業者に提案を求める対象と範囲についてご教示ください。	ここでいう「精度管理」とは、事業者が行う業務の品質管理を意味します。
112	洗濯に係る想定数量	128	様式	6	A	1	(2)		(2) 設定単価の様式(平成18年11月15日付)における想定数量の読み方について、ア・イいずれにおいても、1床あたり、枕・肌掛け布団、ベッドパッド、マットレスは年に1回交換、枕カバー、布団カバー、シーツ、タオルケットは週に1回交換との理解でよろしいのでしょうか？ また、想定数量を上回る使用数(臨時の交換との理解が可能かと存じます。)が発生したときの作業区分(都側と事業者)をご教示ください。追加洗濯費用の清算方法も併せてご教示ください。	前段は、ご理解のとおりです。 中段は、供給・回収及び患者が離床可能なベッドの寝具交換(ベッドメイク)は、事業者の業務です。 後段は、合意した設定単価に実需要数を乗じた額を支払います。
113	寝具の想定数量	128	様式	6	A	1	(2)		(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に質問回答書No.113関連) 「ア 入院患者用寝具」及び「イ その他の寝具」に記載される想定数量とは、「1年間に事業者が供給すべき数量」であり、単価とは、「賃貸借を含む1回洗濯ごとの料金単価」との理解でよろしいのでしょうか。 上記の理解で良い場合、訂正された9/15付No.113回答に記載されるように、週1回の定期交換以外に、血液・体液等が付着した場合の都度交換や、入院患者の退院時交換などが懸念され、想定数以上の供給数が発生し、想定見積額と実運営費が大きく乖離する可能性がございますが、費用見積り算定の上で問題はございませんでしょうか。	前段は、「ア 入院患者用寝具」及び「イ その他の寝具」に記載される想定数量とは「1年間に事業者が供給すべき数量」であり、単価とは「1回の供給ごとの料金」を指します。 後段は、合意した設定単価に実需要数を乗じた額を支払います。
114	洗濯に係る想定数量	128	様式	6	A	1	(2)		ラバーシーツの数量は毎日交換、洗濯を行った場合の数量と思われませんが、この理解でよろしいのでしょうか。	「ア 入院患者用寝具」におけるラバーシーツは、週1回交換を想定しています。「イ その他の寝具」におけるラバーシーツは、概ね週1回交換を想定しています。
115	マットレスの仕様について	128	様式	6	A	1	(2)		入院患者用のマットレスは、床ずれ防止用が仕様とされておりますが、一般病棟のマットレスも床ずれ防止用が必要でしょうか。全てのマットレスを洗浄型に統一するのでしょうか。	前段は、褥瘡対策が必要な患者さんには床ずれ予防用マットレスを使用します。 後段は、現状は全てのマットレスが洗浄型です。
116	床ずれ予防患者用マットレスの調達数量	128	様式	6	A	1	(2)		(様式 -6- Aのうち、1(2) 見積りの前提とするリネンの種類及び数量の修正版) 「ア 入院患者用寝具」に記載される「床ずれ予防患者用マットレス」について、初期段階に調達すべき数量をご教示ください。 想定数量から推察するに日当たり20枚ほどの値が導き出されますが、1床当たりの交換頻度が不明であるため用意すべき数量が計れません。	応募者の提案に委ねます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答	
117	リネンサプライ業務の入札金額	128	様式	6	A	1	(2)	当該様式の(C)の列の「ア」「イ」「ウ」それぞれの合計を足したものは、様式-6-Bの「合計」列の「総計」と必ずしも一致させなくてもよく、リネンサプライ業務の入札金額となるという理解でよろしいでしょうか？	設定単価は、人件費、諸経費、その他のリネンサプライ業務で発生する全費用を基に算出してください。平成18年9月29日付の入札説明書別添資料3 提出書類作成要領及び様式集を修正し、今後、その旨を明示します。
118	単価契約となる業務の積算について							食事、リネンサプライ、検体検査の単価契約業務について、お示し頂いている想定数量が当方が推定するものとかけ離れている場合、結果として人件費等の積算費用と、単価契約分の積算費用が整合しない場合がありますが、どのように考えればよろしいでしょうか。	食事の提供業務、リネンサプライ業務、検体検査業務に対する対価は、合意した設定単価に実需要数を乗じた額を支払います。
119	医療機器調達品リストの詳細について定価について	別紙1	別紙	1	通し No.27 No.28 No.29			3点ともメーカー、型式は同じですが定価が全て違っております。各項目の詳細な仕様が公表されておりませんので、その違いが不明です。また、デジタル式汎用X線診断装置(FPDシステム)の定価はメーカー、仕様の差はあるものの、約6千万円以上はすると思われまます。掲載されている定価が要求水準の一基準だと理解した場合、提案価格が定価を上回る懸念がございますので、今一度正確な定価をお示し頂きたく。	公表する予定はありません。
120	医療機器の調達について	別紙1	別紙	1				当該リストに掲載されている項目以外の医療機器の調達が発生した場合は、都が別途調達する、又は民間事業者調達だが調達費用については別途協議する、という理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(4)(六)イを参照してください。
121	ベッドの調達	別紙2	別紙	2				(平成18年9月15日付第2回入札説明書等に関する質問回答書 No.175関連)病床規模を鑑みて、備品調達品リストNo.18、19、28、31、34の想定数に含まれないベッドもあるものと推察できますが、調達対象外のベッドは現駒込病院からの移設と考えてよろしいでしょうか。またその場合、ベッドセンター機器類の消毒方法に対応しているか否かを確認する情報として、移設するベッドのメーカー名・商品名・型式を御開示頂けますでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、質問No.25を参照してください。
122	移動棚の想定設置場所について	別紙2	別紙	2				別紙2 備品等調達品リストにおいて、「ハンドル式移動棚」「電動式移動棚」が想定されていますが、想定している設置場所(設置部門)をお示しください。(機器重量が大きいため、施設設計に影響があるためです。)	現時点では、図書室、薬剤科、病理科等に設置することを想定しています。
123	電動暗幕の想定設置場所について	別紙2	別紙	2				別紙2 備品等調達品リストにおいて、「電動暗幕」が想定されていますが、想定している設置場所(設置部門)をお示しください。	現時点では、講堂等に設置することを想定しています。
124	備品の調達について	別紙2	別紙	2				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答No.270関連)別紙2 備品調達品リストNo.37その他備品等一式について「公表する予定はありません。」とご回答頂いておりますが、では何を想定して見積もればよろしいのでしょうか。	明細を開示する予定はありません。提案金額については、応募者が適宜想定の上、提示してください。
125	備品の調達について	別紙2	別紙	2				当該リストに掲載されている項目以外の備品の調達が発生した場合は、都が別途調達する、又は民間事業者調達だが調達費用については別途協議する、という理解でよろしいでしょうか。	平成18年5月31日付の入札説明書別添資料1 業務要求水準書第2 2(4)(六)イを参照してください。
126	鋼製小物について	別紙2	別紙	2				所謂「鋼製小物」の「調達・更新及び修繕」については、都の費用負担で行われるという理解でよろしいでしょうか。	平成18年10月31日付の入札説明書別添資料3 提案書類作成要領及び様式集別紙3の医薬品・診療材料等調達品リストにおける医療消耗備品一式若しくは備消耗品一式に含まれます。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
127	診療材料等調達品リスト	別紙3	別紙	3	(3)		同じ診療材料が複数にわたって記載され(添付シート「診療材料リスト(重複)」をご参照ください。)、また、一部異なった定価が記載されています。約束値引率に影響しますので、品目及び定価の調査・リストの再公表をお願いできますでしょうか。	平成18年10月31日付の入札説明書別添資料3「提案書類作成要領及び様式集別紙3「医薬品・診療材料等調達品リスト」は、過去の実績を基に作成したものです。同一品目で異なった定価がある場合は、例えば平均値を用いるなど、合理的な方法で見積ってください。
128	診療材料等調達品リスト	別紙3	別紙	3	(3)		添付シート「診療材料リスト(販売中止)」に取り纏めたとおり、リストに含まれた複数の品目が販売中止となっています。これらの品目は除外して金額を算出することでよろしいでしょうか。	除外せずに、提案金額に含めて見積もってください。
129	10/31公表の医薬品・診療材料等調達品リスト	別紙3	別紙	3	(3)		公表された品目が3000品目程度ございますが、病院規模・特性も踏まえ、現状につき私どもで調べた「実際に病院が現状採用している品目数」と比べてかなり少なくなっております。(6000品目強はあろうかと思えます。)品目数や品目を無視して値引率を設定して、将来的に実態とかなり乖離した結果となることを避ける意味でも、より正確な品目リストを公表いただけませんか?	公表する予定はありません。
130	10/31公表の医薬品・診療材料等調達品リスト	別紙3	別紙	3	(3)		(平成18年10月31日付医薬品・診療材料等調達品リスト関連)リストの最終行(No.3079)に、「その他診療材料一式」、という項目がありますが、その内容が明確に示されずに、金額だけが記載されています。定価ベースで年間388百万円、17年間で6,610百万円という大きな金額となっており、内容がわからずにその他でくられた場合、値引率の具体的な検討が不可能です。その他一式の明細のご開示をお願いいたします。ご開示頂けない場合、算出方法の考え方を示してください。	明細を開示する予定はありません。提案金額については、応募者が適宜想定の上、提示してください。
131	10/31公表の医薬品・診療材料等調達品リスト	別紙3	別紙	3	(4)		(平成18年10月31日付医薬品・診療材料等調達品リスト関連)医療消耗備品一式と書いてあるだけで、その明細の開示がございません。内容がわからずに一式でくられた場合、値引率の具体的な検討が不可能です。明細のご開示をお願いいたします。ご開示頂けない場合、算出方法の考え方を示してください。	明細を開示する予定はありません。提案金額については、応募者が適宜想定の上、提示してください。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答	
132	法令変更又は不可抗力に伴う費用負担	17	第51条	3				本条を含め、第55条・第149条にも、99%を都が負担し1%を事業者が負担との記述がありますが、(都度発生する費用の事業者負担上限額ではなく)累計ベースの事業者負担上限額は設けられているのでしょうか。	累計ベースの事業者負担上限額は設けていません。
133	医療機器の保守点検業務費の変更	39 別紙6	第120条 別紙	6	8			本件病院の事業規模の変更又は技術革新等により、追加で導入された医療機器や部門システム、または更新された医療機器や部門システムがこれに該当する場合、事業契約書（案）第6章第120条（業務要求水準又は業務範囲の変更）及び事業契約書（案）別紙6（サービス対価の変更）8（上記以外の想定外の変化に対する見直し）に準じてサービス対価の変更については協議との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	契約解除に伴う病院施設の出来形買受け	56	第145条					（「ただし、契約解除に伴い甲が乙から受け取るべき金額、出来形部分の買取りに要する費用」とありますが、この費用とは具体的にどのような費用が想定されますでしょうか。 また、契約解除時点までに納入・据付した医療機器、備品、及び既に発注された医療機器、備品については100%の出来形として支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	前段は、例えば、出来形部分の検査費用、買取契約締結の際の交渉・書面作成に関する弁護士費用等が想定されます。後段は、乙が解除時まで完了した医療機器、備品等の調達・設置に要した費用は、平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）第145条所定の「乙が解除時までに行ったサービスに対する対価」として、乙に支払われることとなります。
135	サービスの対価の考え方		別紙5	3	(1)			統括マネジメント業務について、対価の支払いは初回から事業期間を通じて毎月同一金額の払いとなるのでしょうか。それとも年度によりサービス対価が変動する提案をした場合には（特に体制変更が必要となる全面供用開始以前と開始後の期間では費用の変動も大きく、事業期間を通じて同一対価であると実態との乖離が著しくなります。）、提案金額に基づき年度により異なる統括マネジメント対価の支払を受けることも可能でしょうか。	統括マネジメント業務費は、全面供用開始以降はそれ以降に発生した費用を平準化して支払いますが、全面供用開始以前については年度ごとに発生した金額を支払うものとします。
136	サービスの対価の考え方		別紙5	3	(1)			統括マネジメント業務の対価について、「平成20年1月又は本契約に定める月を初回」とのご回答を今回頂きましたが、平成20年1月である場合に、初回の業務の対象月は平成19年12月分でしょうか、あるいは平成20年1月分でしょうか。	初回の支払いは、平成19年12月分の対価を平成20年1月に支払うものです。
137	サービスの対価の考え方		別紙5	3	(1)			統括マネジメント業務の対価について、「年額の12分の1を月額とする。」とのご回答を今回頂きましたが、平成19年度分については、初回から平成20年3月分までの提案総額を該当月数で除した金額が月額となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	統括マネジメント業務費の改定		別紙5	3	(1)			「別紙6記載の指標の変動率を勘案した改定率」については、都と事業者とで合意のうえ決定する事項との理解でよろしいでしょうか。	物価変動によるサービスの対価の改定は、別紙6-1のうちの表に基づくものとします。ただし、同別紙に記載しているとおり、「事業期間中に上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができ」ます。
139	事前調査業務費の支払方法について		別紙5	3	(2)	(7)		事前調査業務には、設計段階及び工事段階で実施される調査がございます。工事段階（工事前及び工事の各段階）で実施される事前調査費に関するサービス対価の支払方法をお示し願います。工事中に行う事前調査は、躯体内部の配線等の有無を確認するX線調査がその一例です。	設計段階及び工事段階に行われる事前調査に係る費用については、発生する年度の3月を目途に支払います。平成18年5月31日付の入札説明書別添資料5 事業契約書（案）を修正し、今後、その旨を明示します。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
140	移転業務費のお支払方法について		別紙5	3	(2)	(カ)	移転業務中、別紙9「大型医療機器移設品リスト」の移設費用も平成24年3月を目処に一括支払いとなるのでしょうか。移設時期毎の都度支払いとして頂くわけにはまいりませんかでしょうか。	ご理解のとおりです。原案のとおりとします。
141	維持管理費及び運営費の改定		別紙5	3	(3)	(ア)	「別紙6記載の指標の変動率を助案した改定率」については、都と事業者とで合意のうえ決定する事項との理解でよろしいでしょうか。	物価変動によるサービスの対価の改定は、別紙6-1のうちの表に基づくものとします。ただし、同別紙に記載しているとおり、「事業期間中に上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができ」ます。
142	維持管理費及び運営費の改定		別紙5	3	(3)	(イ)	「(A)外来実際患者数、(B)外来計算指数、(C)入院実際患者数及び(D)入院計算指数」の見直しは、都と事業者とで合意のうえ決定する事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	維持管理費及び運営費の改定		別紙5	3	(3)	(ウ)	「業務ごとの設定単価」の見直しは、都と事業者とで合意のうえ決定する事項との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	医薬品・診療材料等調達費の改定		別紙5	3	(4)	ウ	「別紙6記載の指標の変動率を助案した改定率」については、都と事業者とで合意のうえ決定する事項との理解でよろしいでしょうか。	物価変動によるサービスの対価の改定は、別紙6-1のうちの表に基づくものとします。ただし、同別紙に記載しているとおり、「事業期間中に上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができ」ます。
145	医薬品・診療材料の調達費用について		別紙5	3	(4)	ウ	実購入の平均単価と定価に対する約束値引率を乗じた単価を比較し、年度の支払額を調整することとありますが、新規採用物品(定価が異なる同等品・定価の設定がない物品等)は別途協議されるとの理解でよろしいでしょうか。	別途協議されるものではありません。
146	医薬品・診療材料の調達費用について		別紙5	3	(4)	ウ	実購入の平均単価と定価に対する約束値引率を乗じた単価を比較し、場合によっては50%減額する等年度の支払額を調整することとありますが、具体的な事例を示していただけませんか。	本質問回答書に添付している別紙を参照してください。
147	サービスの対価の改定に用いる指標		別紙6	1のうちの表			今回公表された資料の但書に記載されている「当該時点での指標における変動率を助案した改定率」については、都と事業者とで合意のうえ決定する事項との理解でよろしいでしょうか。	物価変動によるサービスの対価の改定は、別紙6-1のうちの表に基づくものとします。ただし、同別紙に記載しているとおり、「事業期間中に上記の指標の適用が著しく実態と乖離する事態となった場合は、甲と乙は協議を行い、使用する指標を見直すことができ」ます。
148	エネルギー提供業務の指標		別紙6	1のうちの表			エネルギー提供業務の参照指標にある「電気料金の改定率」及び「ガス料金の改定率」にある改定には、一般に公表されている電力会社の燃料費調整制度及びガス会社の原料費調整制度に基づく改定を含むと解釈してよいでしょうか。なお、上記の制度は燃料・原料費が為替レートや価格の変動により上昇あるいは低下した場合、それに応じて一定の基準により電気・ガス料金を調整する制度です。	ご理解のとおりです。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
149	エネルギー提供業務の指標		別紙6	1のうちの表			表下段の注記に「平成21年度末又は甲と乙が別途合意する日に、当該時点での指標における・・・」について質問いたします。ご案内のとおり、エネルギー供給は平成21年4月から開始となりますが、平成18年12月1日のサービス対価にて平成21年度末まで供給することは、近年の燃料価格の高騰及び単価決定からエネルギー供給開始まで2年4か月が経過することを考慮すると、1年間の供給期間であっても事業者のリスクが非常に大きいと考えております。そのことから、サービス対価の見直し時期は、平成21年度末ではなく、平成20年度末とした方が公平であると考えておりますが、いかがでしょうか。	当該注記中の記載は、「平成20年度末又は甲と乙が別途合意する日」に変更するものとし、平成18年11月15日付の入札説明書別添資料5 事業契約書(案)別紙6 1のうちの表を修正します。
150	エネルギー提供業務の指標		別紙6	1のうちの表			上記の質問に関連し、単価の見直し時期を平成20年度末と変更することが難しい場合、表下段の注記に「平成21年度末又は甲と乙が別途合意する日に、当該時点での指標における・・・」の「甲と乙が別途合意する日」とは、平成20年度末を指すと解釈してよろしいでしょうか。仮に、上記解釈がとれない場合、平成21年4月から適用されるサービス対価の見直し条件は、平成21年4月における指標と入札時の指標(平成18年12月1日時点)の変動率が±1%を超える場合となるのでしょうか、又は±3%を超える場合となるのでしょうか。	(質問No.149参照)
151	エネルギー提供業務の指標		別紙6	1のうちの表			平成21年4月より事業者が水道を供給しますが、入札以降、供給開始までの間に東京都が水道料金を改定した場合は、平成20年度末までに入札時の起点が見直しされると解釈してよろしいでしょうか。	(質問No.149参照)
152	エネルギー提供業務の指標		別紙6	1のうちの表			エネルギー提供業務のその他に分類される備蓄燃料について、第3回質問回答書No.33において災害時の費用負担は「その時点での協議」と回答頂きました。しかし、備蓄燃料の用途は災害等の非常時であり、平成18年11月15日公開資料No.10の光熱水費の実績からも災害時以外の使用量は極めて少額(最大でも平成15年度の約25万円)であることがわかります。また、事業者が使用量を正確に想定するのは事実上無理であることから、都で調達・リスク負担頂くのが適切かと考えますが、いかがでしょうか。	災害時に使用したエネルギーに係る費用は、都が実費を支払います。

No.	質問項目	頁	該当箇所				内容	回答
153	洗濯室	既存 本館 地下1階 平面図	第2				現在の洗濯室で洗濯されている物品の種類・数量をお示しく下さい。 院内洗濯設備で洗濯し仕上げまで行うアイテムが存在するとした場合、それらの数量は開示されている年間洗濯実績枚数に含まれますか。	前段は、公表する予定はありません。 後段は、含まれます。
154	ヘルプデスク問合せ内容について	既存 2号館 3階 平面図	第2				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.340関連) 現在の都立病院情報システムに関するヘルプデスクでの対応時間が、「8:30から17:30が2名、当該時間以外は1名」とご回答いただきましたが、当該ヘルプデスクで受け付けしている問合せは、都立病院情報システムに関する、駒込病院内からの問合せのみに限定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
155	ヘルプデスク問合せ内容について	既存 2号館 3階 平面図	第2				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.340関連) ヘルプデスク室では、現在、都立病院情報システムに関する問合せを受けているとの回答をいただきましたが、現在、部門システムに関する問合せの受付業務を担当している部署や担当をご教示願います。	現在は、各部門で対応しておりますが、業務開始後は、事業者に対応していただきます。
156	ヘルプデスク問合せ内容について	既存 2号館 3階 平面図	第2				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.340関連) ヘルプデスク室では、現在、都立病院情報システムに関する問合せを受けているとの回答いただきましたが、現在、都立病院情報システムと部門システムの接続に関する問合せの受付を担当している部署や担当をご教示願います。	現在は、各部門で対応しておりますが、業務開始後は、事業者に対応していただきます。
157	3号館天井の岩綿吹付材について	第2回 現場 説明会 関連	第2				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.344関連) 3号館天井の岩綿吹付材は、飛散性があるものと想定するよう記載されていますが、3号館の改修工事は平成21年4月以降となり、昨今の社会状況から判断すると、事業開始まで撤去されていると判断してよろしいですか。	現時点では、事業開始までに都が撤去する予定はないため、事業者が撤去・処分するものとしてください。
158	既存ネットワークについて		第5				フロアを跨ぐ部門システムの機器間での通信において、基幹システムのネットワーク幹線を利用しているケースが現在ありますでしょうか？ 現在ある場合、その構成は、V-LANにて論理的にネットワークを分けた構成となっていると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のようなケースはありません。
159	既存ネットワークについて		第5				利用されている光ケーブルは全てG I 50/125であると理解してよろしいでしょうか。	都立病院情報システムのネットワークに使用している光ケーブルは、MM50φm M B W=2000です。
160	経営支援システムについて		第5				都が別途整備される基幹情報システムに備わる、原価管理・分析等の機能を含む「経営支援システム」が備える機能の詳細をお示しく下さい。 お示し頂けない場合、応募者が、その費用を含める必要はないと理解してよろしいでしょうか？	は、公表する予定はありません。 は、都が整備する経営管理システムの備える機能の如何に関わらず、臨床データ等各種統計データを、適宜、抽出できる仕組みを構築するなど、臨床に対する支援を求めます。
161	リストバンドについて		第5				(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.398関連) リストバンドとの照合は、電子カルテシステムで行う旨の回答をいただきましたが、リストバンドを輸血時以外で使用することがありますでしょうか。使用している場合、どのような用途でリストバンドを使用しているのか、ご教示願います。	輸血時のほか、手術室入室時や抗がん剤投与時などに使用しています。

No.	質問項目	頁	該当箇所	内容	回答	
162	勤怠管理システムについて1		第5		勤怠管理システムのベンダー、機能、クライアント配置場所・台数、主な利用者をご教示願います。	以下のとおりです。 ・ベンダー名：アマノ ・機能：病院職員の出勤状況の管理 ・クライアント配置場所：サーバ・端末は庶務課、カードリーダーは職員出入口付近 ・クライアント台数：サーバ1台、端末3台、カードリーダー4台 ・主な利用者：庶務課出勤管理担当者（出勤管理業務）及び全ての病院職員（出勤の打刻）
163	勤怠管理システムについて2		第5		勤怠管理システムは、「看護職員人事管理システム」と接続しているように推察いたしますが、接続している目的をご教示願います。また、接続の際に「勤怠管理システム」が「看護職員人事管理システム」から「勤務予定」を受信しているようですが、「看護職員人事管理システム」から受信している「勤務予定」の具体的な受信内容と「勤怠管理システム」における受信情報の用途をご教示願います。	前段は、看護職員の勤務予定情報の取込みを目的としており、接続はオフラインです。 後段は、受信内容は、出勤区分、研修、出張、年休、職免等、職員の勤務予定に関する情報です。また、受信情報の用途としては、勤怠管理システムの打刻情報と照合する際の基準となる情報として使用しています。
164	勤怠管理システムについて3		第5		「勤怠管理システム」は、平成18年11月15日付業務要求水準書別紙15「部門システム移設品リスト」に記載されておりませんが、新規に調達するとの理解でよろしいでしょうか。また、新規に調達する場合の費用は、都側の負担との理解でよろしいでしょうか。	当該システムは、病院人事管理システムのサブシステムのため、平成18年11月15日付の入札説明書別添資料1業務要求水準書別紙17「情報システムの業務実施区分」のNo.3と同様の取扱いとなります。
165	勤怠管理システムについて4		第5		上記質問に関連して、「勤怠管理システム」が都側負担の新規調達品ではない場合は事業者が調達すると考えられますが、その際の費用は、施設整備費との認識でよろしいでしょうか。	(質問No.164参照)
166	勤怠管理システムについて5		第5		(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.406関連) 「勤怠管理システム」は東京都職員の管理を行うとの回答をいただきましたが、この「勤怠管理システム」とは、現在、都庁本庁舎において使用されている「勤怠管理システム」と同じシステムと理解してよろしいでしょうか。	都庁本庁舎で使用しているシステムとは別のシステムです。
167	勤怠管理システムについて6		第5		(平成18年10月20日付第3回入札説明書等に関する質問回答書No.407関連) 勤怠管理システムのカードリーダーは、本館に2箇所、別館に1箇所設置されているとの回答をいただきましたが、「勤怠管理システム」は、入退館管理システムも兼ねていると理解してよろしいでしょうか。	当該システムは、病院職員の出勤管理のみを行うものです。

別紙（質問 No.146 関連）

（参考例）事業者の提案が、定価ベース 1,500 円 × 値引率 20%（提案時固定）で年間購入  
 予定総額 1,200 円の場合の支払額

年間購入予定総額（月別）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
提案	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200

パターン A：実績が年間購入予定総額を上回る場合（( a ) > 1,200 円）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
実績額	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	1,260
支払額	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	45	1,200

< 差額の調整方法 >

3月までの実績額が年間購入予定総額の合計 1,200 円を上回るため、3月の支払額をマイナス調整

年間購入予定総額 ( a )	3月までの実績 ( b )	差額 ( c ) = ( a ) - ( b )	3月の支払額 3月の実績 + ( c )
1,200	1,260	-60	45

パターン B：実績が年間購入予定総額を下回る場合（( a ) < 1,200 円）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
実績額	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	1,080
支払額	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	150	1,140

< 差額の調整方法 >

3月までの実績額が年間購入予定総額の合計 1,200 円を下回るため、3月の支払額をプラス調整

年間購入予定総額 ( a )	3月までの実績 ( b )	差額 ( c ) = ( a ) - ( b )	調整額 ( c ) ÷ 2	3月の支払額 3月の実績額 + ( c )
1,200	1,080	120	60	150

（注）いずれのパターンにおいても想定する年間購入予定量は、年間購入予定総額（月別）  
 で前提とする購入量と同一のものとする。